

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律の遵守)

第1条 サービス提供者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
なお、サービス提供者はサービス提供を行う場合における個人情報の取扱いについては、本市と同様に、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（個人情報保護法第66条第2項）。また、サービス提供者が個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第2項）に該当する場合には、安全管理措置義務に加えて、個人データに関する安全管理措置の規定（個人情報保護法第23条）についても遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 サービス提供者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 サービス提供者は、この契約による事務进行处理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、サービス提供の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 サービス提供者は、この契約による事務进行处理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5条 サービス提供者は、この契約による事務进行处理するため本市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6条 サービス提供者は、この契約による事務进行处理するため本市から提供を受けた個人情報及び自らが収集した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努め、これらの個人情報を適正に管理しなければならない。また、これらの個人情報の管理及び本市との連絡や確認を行うための管理責任者を定め、書面をもって本市に通知するものとする。通知後、管理責任者を変更する場合は、書面をもって本市に通知する。管理責任者は、この契約による業

務に従事する者に対し、特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督しなければならない。

（従事者への周知）

第7条 サービス提供者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第8条 サービス提供者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項に定める、業務に従事する者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を、業務に従事する者全員に対して実施しなければならない。

（再委託等の承認手続）

第9条 サービス提供者は、この契約による業務を第三者へ委託（以下「再委託等」という。）してはならない。サービス提供者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託等を行う必要がある場合は、契約を締結しようとするとき又は再委託等に係る業務の開始日の10日前までに、再委託等を行わせる相手方、再委託等を行う理由、処理させる内容、再委託等において取り扱う個人情報、再委託等の相手方に対する管理監督方法及び特記事項で本市がサービス提供者に義務付けている内容を再委託等の相手方にも義務付ける旨を明記した承認申請書を本市に提出し、本市の承諾書を得なければならない。また、再委託等の処理が完了したときには、再委託等の完了報告書を提出するものとする。

（資料の受渡し及び使用場所等の特定）

第10条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため本市から個人情報記録された資料等の提供を受ける場合は、受渡しに関して本市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、その資料の使用場所、保管場所、管理方法及び業務の実施体制について事前に定め、本市に通知しなければならない。

（持ち出しの禁止）

第11条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため本市から提供を受けた個人情報記録された資料等を、本市の承諾なしに保管場所及び使用場所から持ち出してはならない。また、本市の承諾を得て当該資料等を持ち出す場合には、個人の特定を不可能とするマスキング処理や輸送時の危険を回避するための暗号化等本市の承諾を得た対策を講じなければならない。

(個人情報の取扱いに関する検査)

第12条 サービス提供者は、この契約による業務の個人情報の取扱いが適正か検証するために本市が行う検査等に協力し、検査等に必要な情報を提出しなければならない。また、本市による個人情報の適正な取扱いに必要な指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13条 サービス提供者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。契約期間満了後又は契約解除後も、同様とする。なお、個人情報保護法第68条に基づき、個人情報保護委員会に報告する事態が生じた場合は、直ちに本市に報告し、本市の指示に従い、書面で報告書を提出するものとする。

(資料等の返還等)

第14条 サービス提供者がこの契約による事務を処理するために、本市から提供を受け、又はサービス提供者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。本市の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。サービス提供者は、個人情報の廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により本市に対して報告しなければならない。

(損害賠償)

第15条 サービス提供者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、サービス提供者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。